

邑楽郡青少推だより 第16号

令和2年11月20日発行



総務省は、毎年春に SNS トラブル事例集を作成しています。過度な使用による生活や体調への支障、ながらスマホによる事故、不適切な投稿など、子ども向けにわかりやすくまとめています。今年は、誹謗中傷のトラブルが増加したため、「追補版」として、9月に新たに SNS の誹謗中傷に関する注意点を盛り込みました。他の人の投稿をそのまま再投稿した場合も拡散に加担したと見なされたり、匿名の発信であっても、発信者が特定され民事や刑事上の責任が問われることもあります。SNS で投稿する際には、一時のいらだちや正義感から過度な投稿をするのではなく、いったん立ち止まって送信する習慣を身につけることが大切です。

また、警察庁によると昨年1年間に SNS を通じて犯罪に巻き込まれた18歳未満の子どもは2,082人で、統計を取り始めた08年以降で最多。特に中学生の被害が約1.4倍に増えています。さらに、自画撮りの被害(※)に遭う子どもが年々増加し、昨年は児童ポルノ関連事件で、全体の4割近くを占める584人(前年比43人増)が被害に遭っています。画像が一度流出すると、削除するのは難しく、将来にわたって子どもを傷つけることになります。

※スマートフォン等で撮影した自分の裸の写真や動画を送信するよう要求される被害

群馬県は、この「自画撮り」の被害を防ぐために県青少年健全育成条例を改正する方針を固めました。(令和3年7月施行予定)

児童買春・児童ポルノ禁止法では、実際に流出されないと送信者を罰することができません。そこで、県条例を改正することで、わいせつ画像の要求行為を禁じ、事前段階での被害防止を図っていきます。

新型コロナウイルスに振り回された1年でしたが、推進員の皆様方におかれましては、コロナ禍においても様々な工夫を重ね、青少年の健全育成活動に取り組んでいただきありがとうございます。

冬の青少年健全育成運動(12/15～R3 1/31)が始まります。子どもたちがネット犯罪の加害者にも被害者にもならないように、SNS の危険性とスマホ等の適切な使い方について、「おぜのかみさま」を活用して地域と家庭で考えていきましょう。
「おぜのかみさま」啓発グッズ(大人用マスク1枚入り)を作成しました。ぜひ、ご活用ください。



発行/邑楽郡青少年育成推進員連絡協議
編集・印刷/東部教育事務所生涯学習係
〒373-0033 太田市西本町60-27
TEL:0276-31-7151/FAX:0276-31-7101